

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令 参照条文

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）	1
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百一十一号）（抄）	2
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（抄）	2

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）

（許可）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

一 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃（空気けん銃を除く。）を所持しようとする者（第五号の二に該当する者を除く。）

二 十（略）

2 5（略）

（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）

第五条の二（略）

2（略）

3 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしなければならない。

一（略）

二 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた者で、当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

三 五（略）

4 6（略）

（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）

第五条の三 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で、第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの又は第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとするものを受講者として、次に掲げる事項に関し必要な知識を修得させるための講習会を開催するものとする。

一 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

二 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

2 4（略）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十一号）（抄）

第五条の二第三項第一号中「第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持しようとする種類の猟銃」を「許可済猟銃（所持しようとする種類の猟銃であつて、第四条第一項第一号の規定による許可を受けたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）」に、「当該猟銃」を「当該許可済猟銃」に、「次号」を「同号及び第三号」に、「当該種類の猟銃」を「当該許可済猟銃」に改め、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者で、第八条第一項第四号の規定により当該許可済猟銃の所持の許可が効力を失つた日（当該災害に起因するやむを得ない事情により、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日）から起算して一月を経過しないもの（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（抄）

（猟銃の所持の許可の基準の特例）

第十四条 法第五条の二第三項第二号の政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるものとする。

- 一 海外旅行をしていたこと。
- 二 地震、積雪、洪水等により交通が困難となつていたこと。
- 三 病気にかかり、又は負傷していたこと。
- 四 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
- 五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。

（講習会の開催）

第十七条 都道府県公安委員会は、法第五条の三第一項に規定する講習会（以下「講習会」という。）の開催の日時及び場所を決めるに当たつては、猟銃又は空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとする者が容易に受講することができるように配慮しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、講習会を開催しようとするときは、開催予定期日の二十日前までに開催の日時及び場所その他講習会の開催に関し必要な事項を公表しなければならない。

3 （略）